人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年３月30日

香川県人事委員会委員長　　武　田　安　紀　彦

香川県人事委員会規則第３号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委任） 第２条　略 （１）～(23)　略 (24)　公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第２号）第16条、<u>第18条第４項ただし書</u>又は第20条に規定する承認をすること。 (25)～(34)　略	（委任） 第２条　人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。 （１）～(23)　略 (24)　公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第２号）第16条、<u>第18条第３項ただし書</u>又は第20条に規定する承認をすること。 (25)～(34)　略

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。